

ひとり親家庭のための就労支援を行なっています

申し込み・問い合わせ先 子育て支援課 子ども保育班(西合志庁舎)
☎(242)1159

ひとり親家庭

高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の父母が、専門的な資格を取得するため、2年以上の修業が必要な場合、育児と修業の両立を促し、生活費の負担を軽減する給付金です。

●対象

- 次の全ての要件を満たす人
- ・児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準である人。
- ・2年以上の養成機関において一定のカリキュラムを受講し、対象資格の取得が見込まれる人。
- ・就業または育児と修業の両立が困難であると認められる人。

●対象資格

看護師、保健師、視能訓練士、介護福祉士、助産師、社会福祉士、保育士、准看護師、精神保健福祉士、理学療法士、歯科衛生士、言語聴覚士、作業療法士、診療放射線技師、管理栄養士、理容師、診療エックス線技師、医師、

ひとり親家庭

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の父母が、就業に結びつく可能性が高い講座を受講する際に支給する給付金です。

●対象

- 次の全ての要件を満たす人
- ・児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準である人。
- ・指定対象講座の受講開始日に、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していない人。
- ・当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要と認められる人。
- ・原則として、当該講座の教育訓練給付金の支給を受けたことがない人。

●指定対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

●支給額

指定対象講座の受講のために本人が支払った入学金、受講料の合計額の20%に相当する額を支給します。ただし、上限10万円および4,000円を超えない場合は支給しません。

※受講開始前に申請し、講座の指定を受けなければ支給を受けることはできません。

これから出産する人へ

出産のとき、経済的な理由により入院することが困難な人が、児童福祉法に基づき低額の費用で入院助産を受けることができます。

●対象

- ・生活保護を受けている人
 - ・市民税非課税世帯(同居親族も含む)
- ※利用施設・自己負担額などの詳細は、お問い合わせください。



で、あらゆる差別を撤廃しなければなりません。

本市では、平成20年度に「合志市人権教育・啓発基本計画」が策定され、同和問題をはじめハンセン病回復者、子ども、女性、高齢者、障がい者などのあらゆる人権問題の解決に向けて、行政、学校、企業、各種団体、そして地域のなかで、市民の皆さんも一体となったさまざまな取り組みが行なわれています。

同和問題について、正しく学ぶことにより、いかに差別が不合理なものであるかに気づくはずで、このことは同和問題だけでなく、さまざまな人権問題にも共通します。また、自分自身の人権感覚を磨くことにもなり、これからの生き方に必ず役立つものです。

部落解放同盟合志市支部としても、今日もなお差別事象等人権にかかわる問題が発生している根強い差別の根絶に向けて、各機関、各団体などとの連携のもと、より一層の人権・同和教育および啓発の取り組みを推進していきます。

本市が、差別のない真に明るく住みよいまちとなり、みんなが笑顔で暮らせるまちとなるよう、市民の皆さんも自分にできることはないか今一度考えてみてください。

(部落解放同盟合志市支部)

いわれない

差別の苦しみを

考えてみてください

地球上に住む人々には、人種や民族の違い、出身や職業の違い、性の違いなど、いろいろな違いがあります。これらの違いを理由に、基本的人権である権利を奪い、政治、経済、文化などの生活全般にわたって、不利益な扱いをするところが差別です。

とりわけ、被差別部落(同和地区)の出身であることを理由に行なわれる差別が部落差別です。被差別部落の原点は、日本の封建社会において、政治、社会などの諸要因によって形成されてきた身分制度のもとで、他の身分と分離させられ、衣・職業・住居などあらゆる生活面で厳しい状態におかれてきた地域です。

このように、歴史的、社会的に形成されてきた地域に生まれ、育ったという理由だけで、人間として



人権教育シリーズ①6

市では人権教育の推進のため、さまざまな活動や啓発に取り組んでいます。ここでは、取り組みの内容や情報を定期的にお知らせしていきます。

当然受けるべき権利を長い間奪われ続けてきた問題が、部落問題(同和問題)といわれるものです。

1965年に出された内閣同和対策審議会答申では、「同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」ことを明らかにしています。しかしながら、今日においても数多くの悪質な差別事件があとを絶たない状況にあります。

本市においても、土地差別調査事象が発生しました。土地購入に際して市役所に「どこどこは同和地区ではないか」と問い合わせがあり、すぐさま関係機関に報告し、当事者である不動産会社に対し、事実の確認と同和問題や土地の差別調査問題についてしっかりと理解してもらうための啓発を行ないました。

このように宅地建物取引に関し、同和地区であるかどうかを問い合わせたり、情報を収集した

